

3-6 通路

3-6-1 幅員・勾配・路面等

1. 通路の有効幅員は2.0m以上とし、当該通路の高齢者、障がい者等を含む歩行者の通行の状況を考慮して定めることとする。【解説1】
2. 縦断勾配及び横断勾配は設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合または路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
3. 路面は平坦で、滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとする。【解説2】

【解説1】

歩道一般部と同様に最小有効幅員は2mとする。地下横断歩道の場合は、上記有効幅員の他に、排水施設、照明施設等の余裕幅として両側に0.5m程度確保する必要がある。

なお、排水施設は、車いすの車輪、杖等の支障とならないように可能な限りグレーチングの空隙を小さくすることや、滑りづらさ等にも配慮が必要である。

【解説2】

凹凸による振動、雨天時のスリップ、水はね等が円滑な通行の支障となるため、傾斜路における踏面の表面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとしなければならない。

なお、積雪寒冷地に設置された横断歩道橋においては、スリップによる転倒事故等を防止するためにロードヒーティング等の防雪及び凍結防止設備を設置することが望ましい。